

※この研修は保育士等キャリアアップ研修ではありません
【お申し込みは不要です】

令和7年度

食育研修 開催要項

- ◆目的：令和7年9月にこども家庭庁において「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月策定）及び「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月策定）が統合され「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」が策定されました。保育・養育ニーズが多様化する中で、集団で保育・養育が行われる施設において、一人一人のこどもの発育・発達に対応し、食事の提供を通じたこどもの食生活全体の支援のあり方について学びます。
- ◆開催方法：横浜市 YouTube（限定公開・ライブ配信専用チャンネル）によるオンデマンド配信
- ◆配信期間：令和8年3月26日（木）14時 ～ 7月21日（火）17時
- ◆内容：児童福祉施設等における食事の提供ガイドの活用について
- ◆対象者：横浜市内の保育・教育施設（保育所）、児童養護施設、障害児施設等に勤務する職員
（施設長、管理栄養士、栄養士、調理師、調理員、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、社会福祉士等）
- ◆施設型給付費等に係る研修要件への適否

	処遇改善等加算Ⅱ	職員処遇改善費
保育所・地域型保育事業	×	×
認定こども園・幼稚園	×	×

- ◆定員：なし
- ◆講師：女子栄養大学 教授 石田 裕美 氏

★ご確認ください★

- 本研修は、オンデマンド配信で開催します。
- 動画の視聴及び資料のダウンロードに係る費用は視聴者側の負担となります。
- 動画配信は YouTube を利用するため、視聴者側の設定により広告が流れます。
- 受講に必要な URL・研修資料等は、配信前までに別途お知らせします。
- 本研修の URL・研修資料等を横浜市内の保育・教育施設（保育所）、児童福祉施設、障害児施設に勤務する職員以外に拡散することは禁止です。パソコン等で保育・教育施設内の職員複数で視聴することは構いません。
- 動画の録画、音声の録音、写真撮影(スクリーンショット含む)は禁止です。
- 本研修は、修了証の交付はありません。

こども青少年局	保育・教育支援課	045-671-2396
	こどもの権利擁護課	045-671-2394
	障害児福祉保健課	045-671-4279